

○石狩市環境審議会規則

平成12年11月27日規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、石狩市環境基本条例（平成12年条例第49号）第37条第4項の規定に基づき、石狩市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の公募)

第2条 審議会の委員のうち数人は、市長が行う公募により選考するものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員は、会長に対し、会議の招集を請求することができる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、専門的な事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会において調査審議した結果について、会長に報告しなければならない。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、それぞれ読み替えるものとする。

(会議の公開)

第6条 審議会及び部会の会議は、原則として、これを公開する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境市民部環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月27日規則第26号抄)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日規則第46号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第14号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成26年3月31日規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。